

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月10日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年10月10日まで

私は、昭和32年と33年の2回、春から秋まで、C都道府県のA株式会社B工場に同じ集落の6人と弟と一緒に8人で出稼ぎに行った。一緒に行った集落の人や弟には、いずれの年も厚生年金保険の加入記録があるのに、私には申立期間(32年)の加入記録が無いことに納得がいかないなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A株式会社B工場に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と一緒にA株式会社B工場へ出稼ぎに行った同じ集落の6人及び申立人の弟は、「出稼ぎ者は全員が厚生年金保険に加入していた。」と証言している上、これらの7人は、申立期間において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A株式会社B工場で社会保険事務を担当していた元事務員は、「出稼ぎ者は、全員を厚生年金保険に加入させていた。」と証言しているところ、申立人及び申立人の同僚が記憶している当時の出稼ぎ者数は、同社B工場における当時の出稼ぎ者であったとみられる厚生

年金保険の被保険者数とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、A株式会社B工場に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、一緒に出稼ぎに行った同僚のA株式会社B工場における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、確認できる資料は無いが、申立期間及びその前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは通常の処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年4月23日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人に係るA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月23日から同年7月1日まで

昭和45年12月にB株式会社に採用され、46年4月から同年6月まで、関連会社のA株式会社で研修を受け、同年7月から本格稼働となったC市町村の工場に勤務した。厚生年金基金連合会（現在は、企業年金連合会）の記録では、46年4月23日から基金に加入している。申立期間は、厚生年金保険に加入しているはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管するD健康保険組合に係る申立人の「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、及び「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」並びに複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、企業年金連合会が保管する「E厚生年金基金加入台帳」の記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月23日に同基金の加入員としての資格を取得し、同年4月30日に資格を喪失したことが確認できる。

さらに、A株式会社の労務担当者は、「厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合に係る当時の届出様式は、複写式であった。」と証言しており、E厚生年金基金及びD健康保険組合における申立人の資格取得日は、一致している。

一方、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間については、E 厚生年金基金の記録においても申立人の加入記録は無く、当該期間の厚生年金保険料について、事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 46 年 4 月 23 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 4 月 30 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の D 健康保険組合に係る「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年3月まで

時期についてははっきりしないが、未納期間がある場合の年金の受給額について、町内会の旅行で一緒になった民生委員の奥さんに相談し、民生委員の年金受給額を聞いた。その後、民生委員から、「免除期間の保険料をそのままにしておくと、将来年金受給額が少なくなるので、全部納めた方がよい。」と助言を受け、申立期間（免除期間）の夫婦二人分の保険料を一括で集金人に追納した。領収書はもらわなかったが、納付した記録になっていないことに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「当初は、申請免除期間だったが、後で集金人に追納した。」と主張するところ、A市町村では、「資料が無いので確認できないが、A市町村では現年度保険料以外の保険料は、収納していなかったと思う。」と回答している上、当時の集金人は、「現年度保険料以外の保険料は集金したことがない。」と証言している。

また、申立人は、申立期間の保険料を追納した時期について、「民生委員をしていた人の奥さんから、その人の年金受給額を聞いてからであった。」と述べているところ、当該民生委員が国民年金の受給を開始した時期は、昭和51年7月以降であることが確認でき、その時点で、申立期間のうち、36年4月から41年6月までの保険料は、国民年金法第94条の規定により追納することができない。

さらに、申立人は、追納した保険料の金額について記憶が無い上、申立人が申立期間の保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告

書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 10 日から 21 年 4 月 1 日まで
私は、父親の知人の紹介で昭和 19 年 10 月 10 日から A 有限会社に住み込みで勤めた。B 業務担当の上司の下で働いた。厚生年金保険の加入記録が 21 年 4 月からとなっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が自身より半年後に入社したと記憶する同僚 3 人の入社日は、同僚の証言から昭和 20 年 4 月であるとうかがえることから、申立人は、申立期間において、A 有限会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、辞令等から、申立期間において、A 有限会社に勤務していたことが確認できる社員 4 人のうち、厚生年金保険の加入記録がある 3 人の被保険者資格の取得日は、一人が入社して 6 か月後、二人が入社して 1 年後であることが確認できる。

また、A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、同社では、昭和 19 年 12 月 1 日に 7 人が被保険者資格を取得した後、21 年 4 月 1 日に申立人を含む 10 人が資格を取得するまでの間は、一人も資格を取得した者がいないことが確認できる。

さらに、A 有限会社では、当時の給与台帳等の資料を保管しておらず、当時の事務手続について記憶している者もいないため、申立人の勤務実態や保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から 32 年 3 月 2 日まで
② 昭和 37 年 8 月 10 日から 40 年 2 月 22 日まで
③ 昭和 40 年 3 月 27 日から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A事業所でBの仕事、申立期間②については、株式会社CでDの仕事、申立期間③については、E市町村のF事業所でGの仕事をしていた。

これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が当時の上司であったと記憶する者の証言により、申立人は、A事業所において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の上司は、自身がA事業所に勤務し、B業務に従事していたことを記憶しているが、申立人に係る勤務の状況等については記憶しておらず、申立人も当該上司以外の同僚及び自身の勤務状況等について記憶していない。

また、申立期間①において、A事業所の厚生年金保険被保険者となった者のうち、連絡先が判明した3人からは、申立人と勤務地が異なるため、申立人に係る勤務状況等について確認できない。

さらに、A事業所は、当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び保険料の控除については不明であるとしている。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の加入記録は無く、健康保険番号に欠番も見当たらない。

2 申立期間②について、株式会社Cの回答から、申立人が同社に勤務し

ていたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、株式会社Cは昭和38年10月21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、37年8月10日から38年10月20日までの期間については、適用事業所ではないことが確認できる。

また、株式会社Cは、「申立人は、1、2か月程度の臨時の就労者であったので、厚生年金保険及び雇用保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の加入記録は無く、健康保険番号に欠番も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人が記憶する取引先の事業所が所在したことが確認できることから、申立人はF事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、E市町村内に所在地があるF事業所及び類似名称の事業所が、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、法人登記についても確認できない。

また、申立人は、事業主及び当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務状況等について確認できない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月ごろから 41 年 3 月ごろまで
② 昭和 41 年 11 月ごろから 42 年 3 月ごろまで
③ 昭和 42 年 11 月ごろから 43 年 3 月ごろまで
④ 昭和 44 年 11 月ごろから 45 年 3 月ごろまで
⑤ 昭和 45 年 11 月ごろから 46 年 3 月ごろまで
⑥ 昭和 46 年 11 月ごろから 47 年 3 月ごろまで
⑦ 昭和 50 年ごろから 53 年ごろまで

私は、申立期間①から③まではA株式会社に、申立期間④及び⑤はB株式会社に、申立期間⑥はC株式会社D工場に出稼ぎに行つて、申立期間⑦はE株式会社と株式会社Fに勤務していた。勤務期間や当時の状況について明確に記憶しているわけではないが、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人は、A株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が自身と同様に出稼ぎであったと記憶する同僚3人についても、A株式会社における厚生年金保険の加入記録は無く、このうちの一人は、「私は出稼ぎだったので、厚生年金保険に加入していないと思っていた。」と証言している。

また、申立期間①及び②当時、A株式会社の社会保険事務を担当していた社員は、「出稼ぎの従業員は、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立期間③について、申立人は、A株式会社とは別の事業所

において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

- 2 申立期間④について、同僚の証言から、申立人は、B株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間④については、申立人が自身と同様に出稼ぎであったと記憶する同僚二人についても、B株式会社における厚生年金保険の加入記録は無く、昭和45年より前において出稼ぎ労働者を雇用していたと考えられる期間（11月に資格取得し翌年4月に資格喪失）において、出稼ぎ者の厚生年金保険の被保険者資格の取得者はみられない。

また、申立期間⑤について、申立人は、B株式会社とは別の事業所（事業所名は不明であるが、G公共職業安定所管内の事業所）において雇用保険に加入していることが確認できる。

- 3 申立期間⑥について、申立人は、「C株式会社D工場に出稼ぎに行っていた。」と主張するところ、当該期間に別の事業所（事業所名は不明であるが、G公共職業安定所管内の事業所）において雇用保険に加入していることが確認できる。

また、申立人が一緒にC株式会社D工場に出稼ぎに行つたと記憶する同僚二人のうち、同事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる一人は、「C株式会社D工場で申立人とは一緒に勤務していない。」と証言している。

- 4 申立期間⑦について、同僚の証言から、申立人は、E株式会社及び株式会社Fに交互に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が一緒にE株式会社に勤務していたと記憶する同僚も、同社での厚生年金保険の加入記録は無く、この同僚は、「臨時の作業員は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、オンライン記録から、株式会社Fは、昭和56年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑦当時は適用事業所ではないことが確認できる上、申立人が一緒に同社に勤務していたと記憶する同僚も、同社での厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。